令和3年7月教育委員会定例会議事録(要旨)

1 開催日時 令和3年7月8日(木)

開会:午前10時 閉会:午前10時40分

- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 会議次第
 - ○6月定例会議事録等承認
 - ○教育長報告
 - ○請願第1号 「中学校教科書の採択やり直しについての請願書」の処理について
 - ○議案第40号 大津市指定史跡の指定の解除について
 - ○議案第41号 昭和59年教育委員会告示第3号(大津市指定史跡の指定について)の一 部改正について
- 4 出席委員

島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員

5 事務局出席者

平尾教育部長、人見教育部次長、青山教育総務課長、西本同課主任、金城同課主任、山田教職員室長、冨永学校教育課長、本郷同課指導主事、橋本児童生徒支援課長、東学校給食課長、本郷生涯学習課長、山口文化財保護課長

- 6 会議を傍聴した者
- (1) 一般傍聴者 2人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

開会 教育長が7月定例会の開会を宣言 市**民憲章斉唱**

議題の公開/非公開 議案第40号及び議案第41号について非公開とすることを決定

6月定例会議事録等承認 承認

教育長報告

○請願第1号 「中学校教科書の採択やり直しについての請願書」の処理について

【説明】

○青山教育総務課長 本請願は、ある団体の事務局である個人の方からの請願である。請願については、請願法により、適法な請願はこれを受理し誠実に処理することが定められている。これを受け、大津市教育委員会会議規則第18条において、委員会は、請願を受けることができると規定されており、また同条2項において、請願者は、請願の趣旨、提出年月日、住所及び氏名を記載し押印することとなっており、本請願はその要件は満たしている。従い、同条第4項に基づき、会議に諮ってその可否を決するものである。なお、採択にあたっては、内容及び本市議会の例を踏まえ、一部採択などは行わず、請願を全体として採択するか採択しないかの議決を行うこととする。

本請願の請願事項については、「中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書」として 大きく7点にわたっている。内容については、事前に配布していることから、説明は割愛する。

【質 疑】

- ○八田委員 子ども達のことを思って働きかけをしていただくことはありがたいと思うが、教科 用図書選定審議会(以下、審議会)の答申を待たずに、教科書に関して何らかの判断をするとい うことは到底考えられないことも、併せてご理解お願いしたい。
- ○田村委員 今回中学校の歴史教科書で新たに検定を合格したものがあったことに伴う請願であると理解する。本市における、教科用図書の調査研究員や審議会委員の委嘱手続きについて改めて説明願いたい。また、新たに検定を合格した教科用図書等について、市民に公開されているのかどうかも伺いたい。
- ○富永学校教育課長 大津市附属機関設置条例及び大津市教科用図書選定審議会規則において、委員については、学識経験を有する者2人以内、教育関係団体から選出された者2人以内、市職員2人以内とされており、それぞれの立場から専門性を持って審議し適切な教科書を選んでもらえるよう、これらの委員より構成されている。また、調査研究員については、学校現場より校長を部会長として選出し、各部会に教諭5名程度で構成している。

市民への公開については、今年度も教科書展示会を開催しており、教科書センターを生涯学習センター内に設置して、6月4日~7月1日までの20日間開催した。そして同センターに大津市独自のアンケートを置き、閲覧とともに意見を記入していただけるようにしている。同アンケートは、調査研究員や選定審議会委員において確認する。

- ○田村委員 加えての確認であるが、それら調査研究員や審議会委員は事前に公表しないが、 子ども達の発達段階や大津市の地域の実情を含めて、大津市の教育の重点的な目標や学校教育 目標に沿って審議されるという理解でよいか。
- ○冨永学校教育課長 そのとおりである。
- ○壽委員 本市における制度の建付け上、審議会の答申を受けて教科書を採択することとしているため、請願全体として採択・不採択を決定するのであれば、特定の教科書に関する請願事項があるため、この場で受け入れるということはできず、否決せざるを得ないと考えている。ただ、その事項以外の請願事項について、とりわけ(6)展示会の開催、(7)教育委員会の

傍聴について、今年度どのように行うことを考えているか聞かせて欲しい。

- ○冨永学校教育課長 (6)の展示会の開催については、教科書センター及び市民ギャラリーも使用して教科書展示を行った。今年度はコロナ禍ということもあり、教科書センターのみでの開催としたが、休館日をのぞいて20日間開催し、アンケートで意見ももらえるようにしている。 (7)の教育委員会の傍聴については、公開で行うこととなる。
- ○西本教育総務課主任 (7)の教育委員会の傍聴については、会場・日時は未定であるが、 広い会場で、感染症対策を行った上で、公開の場で多数の市民の方に傍聴いただけるような形 で開催できるよう考えている。
- ○島崎教育長 展示会での市民のアンケートの内容は、審議会委員に既に見てもらっているのか、これから見てもらうということか。
- ○冨永学校教育課長 これから見てもらう予定である。
- ○島崎教育長 今回の請願についても、審議会委員に今後見てもらうという理解でよいか。
- ○冨永学校教育課長 そのとおりである。
- ○前田委員 大津の子どものことを思ってご意見いただくのは大変有難いと思っている。教科書の採択にあたっては、アンケート等で市民から幅広く意見をもらうことは大事であるし、また、採択の場である教育委員会議でもできるだけ多くの方に見ていただくことも良いことであると思う。ただ、内容については、教科書の採択は、一定のプロセスが決まっている中で、この時期に特定の教科書の採択や不採択という内容のものを受け入れるのは難しい。貴重なご意見として承っておきたい。

【採 决】 不採択

- ○議案第40号 大津市指定史跡の指定の解除について
- ○議案第41号 昭和59年教育委員会告示第3号(大津市指定史跡の指定について)の一部 改正について

【説明】

〇山口文化財保護課長 大津市坂本にある大津市指定史跡「穴太衆積みの石垣」の一部について、大津市の指定を解除するものである。議案第40号は、指定の解除の告示を行うものであり、議案第41号は、指定解除に伴い当初の告示を修正するものである。

解除については、本物件の管理者より解除の申出があったものである。相当の理由があると判断して、文化財保護条例に定める文化財専門委員会に諮問し、指定の解除について答申を受け、それに基づき解除を行う。また、管理者が変わっているため、管理者の変更と面積の変更を併せて告示を行うこととする。

【質 疑】 なし

【採 决】 可決

閉会 教育長が7月定例会の閉会を宣言